インターネット異性紹介事業届出等事務取扱要領の制定について

令和5年8月23日~例規甲(少サ)第45号~

インターネット異性紹介事業届出等事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「法」という。)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。)及び山梨県公安委員会事務専決規程(昭和43年山梨県公安委員会規程第2号)に基づくインターネット異性紹介事業の届出等に関する事務の取扱い及び行政処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 第2 届出書(規則別記様式第1号、第2号及び第3号関係)
 - 1 事業開始届出書
 - (1) 受理時の措置

警察署長は、規則第1条第1項に規定する事業開始届出書(規則別記様式第1号。以下「開始届出書」という。)が提出された場合は、次に掲げる事項について審査し、誤りがないときは、これを受理するものとする。

- (ア) 届出事項の記載内容の適否
- (イ) 規則第1条第3項に規定する添付書類の適否
- (2) 欠格事由該当の審査

警察署長は、開始届出書を受理したときは、当該事業者が法第8条の各号のいずれかに該当しないかを、インターネット異性紹介事業開始届出者に対する審査結果書(第1号様式)の項目に基づいて審査するものとする。

(3) 本部への書類送付

警察署長は、開始届出書を受理したときは、インターネット異性紹介事業開始 届出書の送付について(第2号様式)により、当該開始届出書の写しを、生活安 全部少年・女性安全対策課長(以下「少年・女性安全対策課長」という。)を経 由し、警察本部長に送付するものとする。

- (4) 開始届出書における「事業を開始しようとする年月日」について 開始届出書受理時において、現にインターネット異性紹介事業を行っているインターネット異性紹介事業者については、現に行っている事業を開始した年月日 を記載させること。
- 2 事業廃止届出書

警察署長は、規則第2条第1項第1号に規定する事業廃止届出書(規則別記様式第2号。以下「廃止届出書」という。)が提出された場合、当該廃止届出書の写しを、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく届出書()の送付について(第3号様式)により、少年・女性安全対策課長を経由し、警察本部長に送付するものとする。

3 届出事項変更届出書

(1) 受理時の措置

警察署長は、規則第2条第1項第2号に規定する届出事項変更届出書(規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。)が提出されたときは、その事実の相違を確認して受理するものとする。

(2) 本部への資料送付

警察署長は、(1)の場合において、2の手続により、警察本部長に送付する ものとする。

第3 欠格事由該当の有無の審査要領(法第8条関係)

1 開始の届出が個人である場合には、法第8条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面、また、開始の届出が法人である場合には、各役員に係る法第8条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面の提出を受けること。

2 第1号関係

法第8条第1号に定める者に該当するか否かについては、規則第1条第3項第1号ハに掲げる市区町村長の証明書により判断すること。

3 第2号関係

法第8条第2号に定める者に該当するか否かの判断は、各地方検察庁に対する照 会の回答に基づき行うこと。

4 第3号関係

法第8条第3号に定める者に該当するか否かについては、第5の警察情報管理システムによるインターネット異性紹介事業管理業務により判断すること。

5 第4号関係

法第8条第4号に定める者に該当するか否かについては、警察庁情報管理システムによる山梨県警察組織犯罪情報管理システムによる暴力団情報管理業務実施細則の制定について(令和2年2月27日付け、組対指第187号)に基づき、刑事部組織犯罪対策課に照会の上、判断すること。

6 第5号関係

法第8条第5号に定める者に該当するか否かについては、1の誓約する書面によること。

7 第6号関係

法第8条第6号に定める者に該当するか否かについては、規則第1条第3項第1 号イに掲げる書類により成年に達しているか否かを確認すること。

8 第7号関係

法第8条第7号該当の有無については、法人のすべての役員の欠格事由該当の有無を2から6の要領で判断すること。

第4 受理番号の付し方

1 開始届出書関係

法第7条第1項による届出は、開始届出書を提出して行うこととされているが、この開始届出書の受理番号については、11桁とし、先頭2桁を都道府県コード(警察庁情報管理システムの対象業務に使用する共通コードについて(平成31年3月20日付け、警察庁丁情管発第319号)の「2 都道府県等別コード」参照。本県については、「47」を指定)、その次の2桁を届出を受理した西暦年の下2桁、その後に、4桁の一連番号(生活安全部少年・女性安全対策課(以下「少年・女性安全対策課」という。)で管理、付与する。)、末尾3桁は「000」を付すこと。

《例1》令和元年12月に本県で最初にA事業者の開始届出を受理 受理番号→47190001<u>000</u>

2 廃止届出書関係

法第7条第2項の規定により、インターネット異性紹介事業を廃止したときは、 廃止届出書を提出することにより行うこととされているが、この廃止届出書の受理 番号については、先頭8桁を当該廃止事業者の開始届出書に付された受理番号の先 頭8桁と同一とし、末尾3桁に「999」を付すこと。

《例2》令和2年3月にA事業者の廃止届出を受理 受理番号→47190001999

3 変更届出書関係

法第7条第2項の規定による届出で、法第7条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書を提出して行うこととされているが、この変更届出書の受理番号については、先頭8桁を当該変更届出事業者の事業開始届出時に付された受理番号とし、変更届出書の届出回数の一連番号を末尾3桁の数字で付すこと。

- 《例3》令和2年12月にA事業者の1回目の変更届出を受理 受理番号→47190001
- 《例4》令和3年1月にA事業者の2回目の変更届出を受理 受理番号→47190001<u>002</u>
 - 注: 公安委員会の管轄を異にして事務所を変更した場合 変更前の受理番号を継続する。

第5 国家公安委員会への報告及び公安委員会への通報(法第17条第1項関係)

法第17条に規定する国家公安委員会への報告及び国家公安委員会から公安委員会への通報は、少年・女性安全対策課に配置する電子計算機を用いて「警察情報管理システムによるインターネット異性紹介事業管理業務」に報告に係る事項を入力することにより行うこと。

第6 行政処分に係る公安委員会間の通報

法第17条第2項に規定する公安委員会間の通報は、規則第11条第2項各号に掲げる事項について、行政処分事由該当事案等通報書(別紙)に必要書類を添えて通報するものとする。

第7 届出証明書等の交付

法には、開始届出書を受理したことを警察が証明する書面に関する規定は設けられていない。法定外の書面を交付することは差し控えること。

第8 犯罪等の報告

警察署長は、インターネット異性紹介事業者等による、犯罪を認知したときは、インターネット異性紹介事業者等による犯罪等の報告(第4号様式)により、速やかに少年・女性安全対策課長を経由し、警察本部長に報告するものとする。

第9 届出受理台帳等の備付け

少年・女性安全対策課長は、(1)に掲げる台帳を、警察署長は、(2)に掲げる 台帳を備え付け、記載内容の変更、事業の廃止等の事由が生じたときは、その都度整 理しておくとともに、所定の期間保存するものとする。

- (1) インターネット異性紹介事業受理番号台帳(第5号様式)
- (2) インターネット異性紹介事業者台帳(第6号様式)及び継紙(第7号様式)

第10 行政処分の進達

警察署長は、法第13条、第14条第1項又は第15条第2項の規定による処分を 必要と認めるときは、行政処分上申書(第8号様式)に必要書類を添えて少年・女性 安全対策課長を経由し、公安委員会に進達するものとする。

第11 その他

- 1 開始届出書及びインターネット異性紹介事業者そのもの又は法人であるインターネット異性紹介事業者の役員に係る変更届出書を受理した際は、欠格事由該当の有無について迅速かつ的確に判断することに配意すること。
- 2 規則第5条第1項第4号の識別符号付与業務の委託を受ける者についての欠格事 由該当の有無の判断は、第3及び第11の1に準じて行うこと。

第1号様式

署	長副	署長等	課	長	係	長			左	F	J.]	日		
											费	女	察	署	
							担	当者							
		インター	-ネッ]	ト異性	紹介	事業開	始届	出者	に対	する	審查	結果	書		
事務	所 所	在 地													
氏名	又は	名 称													
	審査対象		審		查		内		容			該当	首の有	ī無	確認
		1 / 出る	ス格事! と受け	由に訪 ている	核当し うか。	ない旨	言を書	誓約す	-る書	面の	提	有		無	
審		2 有 に言	皮産手続	続開かないか	台の決	定を受	受け ⁻	て復権	産を得	ない	者	有		無	
查	事	重罰罪及る第含せこ	禁2買立告が電うまうと、 錮条春びし押磁条れれが者 以、、にく収的まる、なに	児児は物記でもそく 重童性に録にののなっています。	ドラ竹己の見こ執っル保な録消定限行たノ護姿さ去するを日	に等態れ等る。終か係にをたに罪しわら	行す影的は	為るするなが、	対規制規制を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	及定の像条 ひす処にか	処る罰係ら	有		無	適・
事	業	4 第2 反し	最近 5 c 2 号の した者	年間に 規定 に該当	ニ法第 (事業	149 の停』 いか。	秦又 <i>[</i> 上等)	よ第 1 によ	5条 こる処	第 2 分に	項違	有		無	不
		5 装作 又ない	暴力団」 津第2月 は暴力し さ者に言	員条団 条団 装員 し	こ号ない	当な行 規定で なった か。	テ為の する 別	の防止 暴力団 から 5	: 等 員 年 を	関あ経	る者し	有		無	否
項	者	6 点 業を か。	ン身の記を適正し	故障に行う	こより	イングができ	ターンきない	ネットハ者に	、異性	紹介しな	*事	有		無	
		7 =		者でな	よいか	, o						有		無	
		8 % 該 🖹	去人で、当する	 その 者及て	 つ役員 ド児童	のうながいな		2 カ 。。	· 6 6	まて	ごに	有		無	

第2号様式

本部長	部長	:	参事官	課	長						本	部	受	理
												年	月	日
												第		号
							,			年		月	号日	
山	梨 県 警	察	本 部	長	殿						数言	察	署 長	į
	イ	ンゟ	マーネッ	ト異作	生紹介	事業開	見始 力	冨出書の	送付に~	つい	T			
届出受	理年月	日			年	月		日						
氏 名 又 (法人に 代表者の	あっては													
事務所	の所在	地												
事業開	始年月	日			年	月		日						
届出受	理番	号												
欠 格	事 由		□ 欠格事	事由の)いず	れにも	該当	もしない。						
該当の)有無		□ 欠格事	事由	()	に	該当	する。)
広告又にをするな		1												
使用する	る名称	2												
		3												

本部長	部	長	参事官	課	長		本部受理	年	月	日
							本部文理	第		号

 第
 号

 年
 月

 日

山梨県警察本部長殿

警 察 署 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制 等に関する法律に基づく届出書 () の送付について

氏名又は名称

住 所(所在地)

から見出しの届出書を 月 日受理したので送付します。

※ ()には事業の廃止、届出事項の変更届出などを記載すること。

山梨県警察本部長 殿

警察署長

インターネット異性紹介事業者等による犯罪等の報告

違反名・罰条	
行 為 者 の 役 、 住 所 、 名 生 年 月 日	
事業従事歴	年 月
犯 歴 等	
事業者の 氏名、名称、 事務所所在地	
犯 罪 等 種 別	1 事業に関するもの 2 事業以外
受 理 番 号	号(年 月 日)
事案の概要	
強制 接 を を を を を を を り り り り り り り り り り り り	送 致 1 送致 等 (年 月 日) 状 況 2 予定 3 その他
余罪の有無	
行 政 処 分の 予 定 等	
備考	

[※] 表中、「事業」とは、インターネット異性紹介事業をいう。

インターネット異性紹介事業受理番号台帳

受理番号 事業開始 氏名又は名称 広告又は宣伝 変更届出年月日 (変更事項、廃止を含む。) 備考 受 理 をする場合に ※ ○内に通算変更回数を記載 警察署 届出年月日 (法人にあっては代 (処分歴 表者の氏名) 使用する呼称 廃止等) 年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (月 日 (\bigcirc 年 月 日 (年 月 日 (日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 日 (年 月 年 月 月 日 (日 (年 月 日 (年月年月 日 (日 (年 月 日 (年 月 日 (

年)

第6号様式 (その1)

インターネット異性紹介事業者台帳

受理年月	日		年		月		日	受	理	番	号					
又は名	称															
		1														
公告又は宣伝を する場合に使用 する 呼 称		2														
		3														
所の所在	地									5	()		局		番
本籍・国	籍															
住	所									5	()		局		番
氏	名															
生年月	日															
法名	称															
人所 在	地									7 3	()		局		番
廃止 年月	日			左	丰	月			日							
i d	与															
	スス本住氏生法人正は宣に呼所年名所年名所年名所年月在月在月	新の新・国籍所の新・国籍所の新・国籍所の新・国籍所の方名日	ス 1 ス 1 名 1 宣に呼 3 が 本住 氏生 名 所 名 所 名 月 在 月 在 月 本 月 本 月 本 月 本 日 本 <t< td=""><td>スとの 1</td><td>スは名称 1 よは合かを用称を用称を用称を用称・国籍・国籍・国所・国籍・日本・国所・名・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・</td><td>スは名称 1 1 2 3 の所在地 本籍・国籍 住 所 氏 年 月 名 中 所在地 経上年月日 年 日本 日</td><td>スは名称 1 1 1 2 3 かの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生 年 月 日 法 人 所 在 地 産止年月日</td><td>スは名称 1 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 年 月 日 法 所 在 地 経止年月日</td><td>スは名称 1 は合を用称を使用称 3 がの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生 年 月 日 法 人所在地 経止年月日 年 月 年 月</td><td>又は名称 1 2 3 の所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生年月日 法人所在地 産止年月日 年月日 年月日 年月日</td><td>又は名称 1 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所名 生年月日 法名 八所在地 産止年月日 年月日 年月日</td><td>又は名称 スは宣伝を用表 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 五名(大名 生年月日 法名 人所在地 年月日 経止年月日</td><td>又は名称 1 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 五() 氏 名 生年月日 法名称 人所在地 年月日 年月日</td><td>又は名称 1 Z(は宣伝を用称) 3 所の所在地 本籍・国籍 住所 五() 氏名 生年月日 法名称 所在地 年月日 法名称 所在地 年月日</td><td>又は名称 1 Zは宣伝を用る。 3 所在地 本籍・国籍 住所 大名 生年月日 法名称 内方在地 な() 局 な() 局 を止年月日 年月日</td><td>又は名称 スは宣伝を用る 3 あの所在地 本籍・国籍 住所 氏名 生年月日 法名称 八所在地 変()局 な()局 な()日 な()日</td></t<>	スとの 1	スは名称 1 よは合かを用称を用称を用称を用称・国籍・国籍・国所・国籍・日本・国所・名・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	スは名称 1 1 2 3 の所在地 本籍・国籍 住 所 氏 年 月 名 中 所在地 経上年月日 年 日本 日	スは名称 1 1 1 2 3 かの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生 年 月 日 法 人 所 在 地 産止年月日	スは名称 1 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 年 月 日 法 所 在 地 経止年月日	スは名称 1 は合を用称を使用称 3 がの所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生 年 月 日 法 人所在地 経止年月日 年 月 年 月	又は名称 1 2 3 の所在地 本籍・国籍 住 所 氏 名 生年月日 法人所在地 産止年月日 年月日 年月日 年月日	又は名称 1 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所名 生年月日 法名 八所在地 産止年月日 年月日 年月日	又は名称 スは宣伝を用表 2 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 五名(大名 生年月日 法名 人所在地 年月日 経止年月日	又は名称 1 3 ボの所在地 本籍・国籍 住 所 五() 氏 名 生年月日 法名称 人所在地 年月日 年月日	又は名称 1 Z(は宣伝を用称) 3 所の所在地 本籍・国籍 住所 五() 氏名 生年月日 法名称 所在地 年月日 法名称 所在地 年月日	又は名称 1 Zは宣伝を用る。 3 所在地 本籍・国籍 住所 大名 生年月日 法名称 内方在地 な() 局 な() 局 を止年月日 年月日	又は名称 スは宣伝を用る 3 あの所在地 本籍・国籍 住所 氏名 生年月日 法名称 八所在地 変()局 な()局 な()日 な()日

	本籍・国	籍				
	住	所				
法	氏 生 年 月	名日	年	月	日生	
		籍	<u> </u>		· -	
人		所				
に	 	//1				
	氏生年月	名 日	年	月	日生	
あ	本籍・国	籍				
つ	住	所				
て	氏 生 年 月	名 日	年	月	日生	
は	本籍・国	籍				
そ	住	所				
の	氏 生 年 月	名 日	年	月	日生	
役	本籍・国	籍				
佼	住	所				
員	氏生年月	名日	 年	月	日生	
	本籍・国	籍				
	住	所				
	氏 生 年 月	名日	年	月	日生	

第7号様式

		摘		要
年	月	日	記	事

	山梨県公安委員会	殿				第 年 月	号日
		行 政	処 分	上申	書	警察署	子 長
被	本籍(法人所在地)						
処処	住所(法人名称)						
分	事務所所在地						
	氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)						
	受 理 番 号	第			号		
	違反事実の概要						
	適用法条						
	証 拠 資 料						
	去における行政処分 有無及び行状						
処の	分に対する警察署長 意見						

		行政	処分事	由該当	事案	等通報	書				
								年	月		日
公	:安委員	会 展	n. Z					4	公安委	:員会	印
インターネッ る法律第 ぎ 下記のとおりi	条第	項に									
(ふりがな) インターネット難縮ク奪業者の 氏名又は名称											
インターネット異性紹介事業者の 住 戸所											
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名											
(ふりがな)	1										
広告又は宣伝を する場合に使用	2										
する呼称	3										
事務所の所在地											
事業開始届出書 受 理 番 号											

違反行為をし、 又は処分に 違反した者 に関する事項	
違反行為をし、 又は処分に違反 した年月日	
違反行為又は 処分に違反した 行為の内容	
	事案名
上記違反行為又は 処分に違反した	罪 名
行為が刑事処分に係るものである場合	検挙年月日
(水のの) Cayoma	送致年月日
	送致検察庁
添付書類の目録	
	上記のとおり通報を受けた。
通報を受けた者	年 月 日 警察本部
	氏名

【記載要領】

- 1 「違反行為をし、又は処分に違反した者に関する事項」の欄には、違反行為をし、又は 処分に違反した者がインターネット異性紹介事業の届出をしたインターネット異性紹介事 業者である場合は「届出済事業者」を、インターネット異性紹介事業の届出をしていない インターネット異性紹介事業者である場合は「未届出事業者」及びその事業者の連絡先を、 それ以外の者である場合は、その者の住所、氏名、生年月日、連絡先等を記載すること。
- 2 「違反行為又は処分に違反した行為の内容」の欄には、通報を受けた都道府県が行政処分を行うための判断に資するよう、当該違反行為等の内容を具体的に記載すること。
- 3 添付書類については、行政処分に必要な書類を最大限添付すること。更に疎明資料が必要となる場合には、通報を受けた都道府県がこれを補充することとなるが、通報を行った場合にあっても、通報先都道府県から求めがあった場合には、これに協力すること。
- 4 通報書は、正副 2 通送付するが、通報を受けた都道府県に対し、副本の「通報を受けた 者」の欄に、当該行政処分を所管する警察本部の課長名によって、記名、押印をした上で の返送を依頼すること。